

令和5年度（2023年度）半導体認知度向上動画制作及び 出前授業実施業務委託実施要項

1 業務の目的

「九州半導体人材育成等コンソーシアム」や「熊本県半導体人材育成会議」において、産業界から小中学生の時期から半導体の魅力を伝えることが重要との意見が多く出されている。

このため、県内の小中学生や教員（以下「県内若年層等」という）向けに、半導体の認知度向上のための動画等を制作・周知するとともに、半導体に関する出前授業を実施することで、将来の半導体人材の育成を行う。

【九州半導体人材育成等コンソーシアムとは】

- 九州経済産業局により設立。九州の産学官関係機関で構成。
- 半導体人材育成と確保、企業間取引・サプライチェーンの強化、海外との産業交流促進等に取り組んでいる。
(九州経済産業局 HP https://www.kyushu.meti.go.jp/press/2203/220329_1.html)

【熊本県半導体人材育成会議とは】

- 本県が設置。県内の産学官関係機関で構成。
- 半導体関連産業における人材育成の推進のため、各構成機関の取組みや産業界が求める人材像などについて、産学官で情報交換や意見交換を実施している。
(熊本県 HP <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/62/156450.html>)

2 業務の実施方法

半導体の認知度向上のための動画制作及び出前授業の実施に係る業務について、県内若年層等を対象とした効果的な企画立案と事業の円滑な遂行のため、これらに精通した技術・知識を有する事業者への業務委託により実施する。実施に当たっては、募集期間を定め、応募（企画提案）があった事業者について、書類審査及びプレゼンテーションを経て委託先を選定のうえ委託する。

3 スケジュール

募集開始	令和5年（2023年）6月21日（水）		
質問書提出期限	7月5日（水）	12：00	必着
参加表明書提出期限	7月12日（水）	12：00	必着
企画提案書提出期限	7月20日（木）	12：00	必着
審査会（プレゼンテーション）実施	7月28日（金）		
審査結果通知	8月上旬		

4 業務内容

別紙「令和5年度（2023年度）半導体認知度向上動画制作及び出前授業実施業務委託仕様書」のとおり

5 契約期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月22日（金）まで

6 委託料の上限

7,954千円

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務委託の内容に係る予算規模を示したものである。

7 担当部局

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1

熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課 能力開発班

電話 096-333-2344 (直通) FAX 096-382-3279

E-mail roukosousei@pref.kumamoto.lg.jp

8 受託者の選定

(1) 選定方法

企画提案による公募型プロポーザル方式により受託者を選定する。受託者の選定に当たり、応募者の書類審査及びプレゼンテーションを経て、適当と認められる応募者を採択することとする。

(2) 審査項目等

企画提案等の内容について、別途審査会を設置し、下記の審査項目に基づく審査を行い、3名の審査員のうち2名以上が第1順位をつけた者を受託者とする。

なお、該当者がいなかった場合は、順位の平均値が最も低かった者を受託者とし、順位の平均値が同じであった場合は、それらの中で評点の合計点が最も高かったものを受託者とする。ただし、合計点が90点を下回る場合には当該事業者を受託者とししない。

応募者が1者の場合、全ての審査員が評点を30点以上と評価した場合に当該事業者を受託者とする。

審査項目及び審査の視点			配点
企画内容・ 企画力	基本事項	・業務内容について趣旨を理解し、募集要項に沿っているか。	10
		・業務の目的を達するために、効果的な業務の流れ・無理のないスケジュールとなっているか。	
	動画制作	・小中学生向け半導体認知度向上動画は、アニメーション等を利用し、小中学生の興味を惹きつけ、半導体及び半導体関連産業等の魅力が伝わるような内容となっているか。	10
		・教員向け学習指導用動画は、教員が学習指導を行うにあたって一助となるような明解な内容となっているか。	
		・半導体出前授業の様子に係る紹介動画は、事業の内容や学生の反応が分かりやすく伝わるような内容となっているか。	
	出前授業 実施	・半導体出前授業の実施にあたり、適切な事務処理能力を有しているか。	5
追加提案	・その他、広報等、本事業の効果拡大に通じる取組みが提案されているか。	10	
業務遂行 能力	・概算見積書の積算は妥当なものであり、実施体制及び県等との連絡・協力体制を整えられているか。	10	
	・過去の実績はどうか。		
合 計			50

9 参加資格

民間企業、その他の法人又は法人以外の団体、個人事業主であって、次の要件の全てを満たしている者

- ① 委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること
- ② 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団またはそれらの利益となる活動を行う者でないこと
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと
- ⑤ 県税、消費税または地方消費税の滞納がないこと

10 応募手続き

(1) 質問書及び回答

① 質問方法

- ・ 質問は、質問書（別紙様式1）により電子メールにて提出すること。
- ・ 質問の内容及び回答は、熊本県ホームページに掲載する。その際、質問者名は公表しないものとする。

② 提出先

「7 担当部局」に同じ

③ 提出期限

令和5年（2023年）7月5日（水）12：00 必着

(2) 参加表明書等の提出

本業務に係る公募型プロポーザルへの参加希望者は、以下の参加表明書及びその他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出すること。

① 提出書類

ア 参加表明書（別紙様式2）

イ 添付書類

- （ア）組織体制に関する書類（会社概要の分かるパンフレット等）
- （イ）直前1事業年度の貸借対照表、損益計算書
- （ウ）定款の写し
- （エ）事業所の履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のもの（写し可））
- （オ）納税証明書（消費税及び地方消費税に未納がないことの証明並びに熊本県税に未納がないことの証明。令和5年6月21日以降に発行の原本を提出。）
- （カ）熊本県暴力団排除条例に関する誓約書（別紙様式3）
- （キ）コンソーシアムの場合は、構成員ごとに以上の書類のほか、本業務に係るコンソーシアム協定書の写し

※令和6年（2024年）3月31日までの熊本県競争入札参加資格（業務委託）を有する参加希望者については、上記（イ）～（カ）の書類の提出は不要とするが、熊本県の入札参加資格に係る「資格審査結果通知書」（写）を添付すること。

② 提出先

「7 担当部局」に同じ

③ 提出部数

1部

④ 提出期限

令和5年（2023年）7月12日（水）12：00 必着

※持参又は郵送とし、郵送の場合は期限までに必着すること。

⑤ 参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

なお、参加資格を認めた者であっても、書面通知後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

(3) 企画提案書の提出

本業務に係る公募型プロポーザルへの参加希望者（参加資格を認めた者に限る）は、企画提案書及びその他の必要書類（以下、「企画提案書等」という。）を提出すること。

① 提出書類

ア 企画提案書（別紙様式4）

イ 参考見積書・経費内訳書（様式自由）

※提出する書類の規格はA4版片面とし、企画提案書は、PRしたいポイントや記載内容の理由・背景など提案趣旨を明確に示したうえで、20ページ以内にまとめること。

② 企画提案内容

ア 全体スケジュール

イ 実施体制

ウ 実施内容

エ 類似業務の実績

③ 提出先

「7 担当部局」に同じ

④ 提出部数

正本1部とそのコピー5部（計6部）

※企画提案書は、ホチキス又はクリップ留めすること（ファイリング不要）。なお、参考見積書・経費内訳書は企画提案書の最終ページに添付すること。

⑤ 提出期限

令和5年（2023年）7月20日（木）12:00 必着

※提出方法は、持参又は郵送とし、期限までに必着すること。

11 審査会（プレゼンテーション）の実施

審査会（プレゼンテーション）日時及び場所

日時：令和5年（2023年）7月28日（金）

場所：熊本県庁本館13階展望会議室（予定）

（1者40分程度（説明時間は20分）を予定。詳細については、後日個別に連絡する。）

12 契約

受託候補者と、企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、委託上限金額の範囲内で契約を締結する。なお、契約に際しては、仕様書、企画提案書等の内容を一部変更する場合もある。また、当該候補者として選定された者と協議が整わない場合は、次点の提案者として評価した参加者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

13 契約保証金

受託者は、契約締結に際し、熊本県会計規則第77条の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。なお、納付された契約保証金は契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。

ただし、熊本県会計規則第78条の規定に該当する場合は免除する。

14 採択決定後の手続

- ア 見積書の提出
- イ 契約保証金の納付
- ウ 委託契約書の締結
- エ 委託事業終了後に業務完了報告書（事業報告書）を提出
- オ 委託費の支払い

15 受託者の責務

- (1) 秘密の保持や個人情報の保護等を行う義務がある。
- (2) 委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
- (3) 委託者の承諾なしに、業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (4) 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要になった経費は受託者負担となる。

16 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出書類等に関する事項
 - ① 提出期限までに参加表明書等又は企画提案書等を提出しなかった場合、参加者として認められないものとする。
 - ② 参加表明書等及び企画提案書等の作成並びに提出に係る費用は、参加者の負担とする。
 - ③ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、添付書類も含め参加者に返却しないものとする。
 - ④ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、参加者に無断で使用しないものとする。
 - ⑤ 参加表明書等及び企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は、当該参加表明書等及び企画提案書等を無効とし、参加資格の取り消し、受託候補者選定決定の取り消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。
 - ⑥ 参加表明手続きを行った後、都合により企画提案の参加を辞退することになった場合は、参加辞退届（別紙様式5）を提出すること。
- (3) 受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者が「9 参加資格」に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。